社会保険 いわて

3月

奇数月発行／2021No.806

■資格取得の手続きについて
■年金手続きの押印が原則廃止されました
■令和3年度生活習慣病予防健診のご案内
■令和3年度の保険料率が変わります
■2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります
■社労士通信 vol.6
■令和2年度協会事業について
■4月･5月の年金出張相談所日程

一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…http://www.syahokyo-iwate.com/
日本年金機構ホームページ……http://www.nenkin.go.jp/
協会けんぽホームページ……https://www.kyoukaikenpo.or.jp/

資格取得の手続きについて ～採用者が増える時期です。手続きは確実に～

従業員を採用したときは、事業主は５日以内に「被保険者資格取得届」を提出します。労働時間•労働日数で、それぞれ一般社員の3/4以上であるときには、パートタイマー（短時間労働者）も被保険者となります。試用期間中の見習い社員も試用期間の初日から被保険者となります。

◆資格取得届を提出する時には記入もれ、記入誤りに注意しましょう!!

<被保険者資格取得届>

1.⑥「個人番号」欄
マイナンバーカードや通知書で「個人番号」をしっかりと確認の上記入しましょう。

2.⑨「報酬月額欄」の確認
◎新規採用者等については、給与を支給する前に届け出ることになりますので、見込額を記入します。
【月給の場合】
◎基本給のほか、通勤手当などの固定的な各種手当と、残業手当等の非固定的な手当についても、支給見込額に加えます。
【歩合給、日給・時給などの場合】
◎実績によって報酬が変わる場合、新規採用者についてはこれまでの実績がないため、あらかじめ報酬月額を決めるのが困難です。そのため、資格取得月の前月１か月間にその事業所で同様の仕事について同程度の報酬を受けている人が受けた報酬の平均月額を記入します。

3.70歳以上の方で、過去に厚生年金保険に加入したことがある方につきましては、⑩備考欄の［1.70歳以上被用者該当届］のチェックが必要です。

■注意：外国籍の従業員を採用した際、個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である方については、資格取得届と併せて「厚生年金被保険者ローマ字氏名届」の提出が必要です。

60歳以上の被保険者が退職後継続再雇用された場合の手続き

同一の事業所において、雇用契約上一旦退職した者が一日の空白もなく引き続き再雇用された場合、事実上の使用関係は継続しているため、被保険者の資格は継続します。ただし、大幅な給料変更が伴うような場合、通常は月額変更届により４か月目に標準報酬月額が変更されますが、一定の手続きをすることで月額変更ではなく、再雇用後の給与にもとづき再雇用の当月から標準報酬月額の変更を行うことができます。
（在職老齢年金を受けている場合は支給停止額が変更されます。）

■対象者：60歳以上で退職後継続して再雇用されるすべての人
※正社員に限らず、役員・嘱託・パートタイマー等も対象

■提出が必要となる届書
・資格喪失届（資格喪失年月日は退職日の翌日）
・資格取得届（資格取得年月日は資格喪失年月日と同日）
※退職時に被扶養者がいる場合は、被扶養者異動届も必要となります。
※退職時に被扶養者になっていた家族については、本人及び家族の身分関係を確認する書類や収入等を確認する書類添付は不要です。

■添付書類の確認
・「就業規則、退職辞令のコピー等の退職したことがわかる書類」
・「再雇用されたことがわかる雇用契約書」又は「事業主の証明」等
※役員の場合は、役員規程、取締役会の議事録、株主総会の議事録等で役員を退任したこと及び再雇用（再任）されたことがわかる書類
・被保険者証（本人・家族）

年金手続きの押印が原則廃止されました

令和２年12月25日より、年金手続きの申請・届出様式の押印が原則廃止されました。（金融機関へのお届け印、実印による手続きが必要なもの等については、引き続き押印が必要となります。）
令和２年12月25日以降も、押印欄のある旧様式は使用いただけます。また、旧様式により提出される場合も、押印は必要ありません。

●引き続き押印が必要な届出書は次のとおりです●
国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
国民年金保険料口座振替辞退申出書
委任状（年金分割の合意書請求用）
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
健康保険・厚生年金保険　保険料口座振替納付（変更）申出書
船員保険・厚生年金保険　保険料口座振替納付（変更）申出書
健康保険・船員保険・厚生年金保険　保険料口座振替納付（変更）申出書（ゆうちょ銀行用）
健康保険・厚生年金保険　保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
船員保険・厚生年金保険　保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
健康保険・船員保険・厚生年金保険　保険料預金口座振替辞退（取消）通知書（ゆうちょ銀行用）

●事業主が申請者本人の届出意思の確認を行い、備考欄に「届出意思確認済み」等と記載することで、本人の署名又は押印を省略可能とする取扱いとなっている届書（紙媒体）は、今回の押印省略により、備考欄への記載は必要なくなります。

対象となる届書
◎被保険者生年月日訂正届　**◎被扶養者（異動）届•第３号被保険者関係届**
◎年金手帳再交付申請書　**◎養育期間標準報酬月額特例申出書・特例終了届**

※電子申請については、これまで同様、委任状の添付（押印・署名は不要）又は「届出意思確認済み」等の記載が必要となります。

●事業主と被保険者本人の利益が相反する可能性がある届書については、押印廃止の代替措置として、被保険者が同意していることを確認するチェックボックス欄を設け、被保険者本人に対しチェックを求めることとなります。

対象となる届書
◎育児休業等終了時報酬月額変更届
◎産前産後休業終了時報酬月額変更届

※電子申請については、これまで同様、委任状の添付（押印・署名は不要）が必要となります。
※旧様式で届出する場合は、被保険者自らが届出内容の確認を行い、申出者署名欄等の余白部分に「内容確認済み」と記載したうえで届出を行ってください。

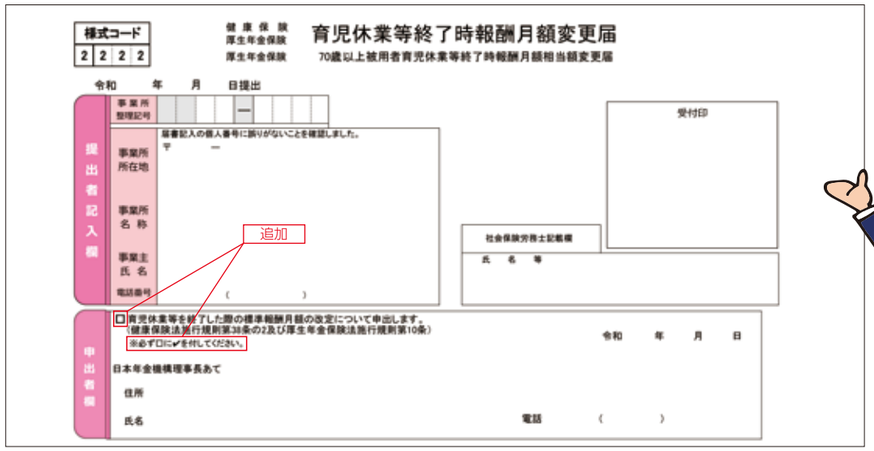

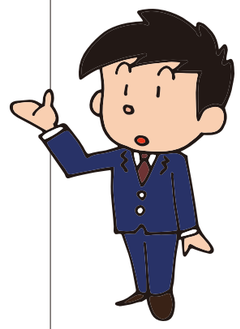

年金額が確定、掛金が一定で安心です。
まずは、資料請求を！
全国国民年金基金 岩手支部
フリーダイヤル 0120-65-4192（ローゴ ヨイクニ）
https://www.zenkoku-kikin.or.jp/
〒020-0024盛岡市菜園一丁目3番6号農林会館9階

令和３年度 生活習慣病予防健診のご案内

協会けんぽでは、加入者皆様の健康の保持・増進のため、加入者ご本人（被保険者）様を対象にした「生活習慣病予防健診」を行っています。
ご自身のため、ご家族のため、年に一度は健診を受診しましょう。

◎生活習慣病予防健診
「定期健診」よりも、お得で充実!!　対象：35歳以上のご本人様（被保険者様）

定期健診と生活習慣病予防健診との比較

●労働安全衛生法に基づく**定期健康診断**　約22項目　約8,000円※会社が全額負担（健診機関により異なります）

●生活習慣病予防健診
31項目　7,169円（本人または会社の負担額）
協会けんぽが一部費用補助

〈健診費用内訳〉

総額：18,865円	
自己負担額 最高：7,169円	協会補助額 最高：11,696円

生活習慣病予防健診の
お得ポイント

ポイント①
協会けんぽからの健診費用の一部補助があります!

ポイント②
定期健診の項目にプラスしてがん検診（大腸・肺・胃）も検査項目に含まれています!

受診までの流れ　簡単 3つの手順だけ!

1 確認

3月下旬に事業主様へ「生活習慣病予防健診のご案内」「健診対象者一覧(※1)」等をお送りします。

2 予約

協会けんぽと契約している健診機関へ電話などで受診予約！(※2)

3 受診

当日は「保険証」、「健診費用（自己負担額）」等をお忘れなく！

（※1）「健診対象者一覧」は申込書ではないため、協会けんぽへのご提出は不要です。
（※2）健診機関へのご予約の際は、保険証の「記号・番号」及び「保険者番号」をお伝えいただく必要がございますので、お手元に保険証をご準備ください。

健診結果のメタボリスクが高かったら?
特定保健指導を利用しましょう！
保健師等による健康サポート（食事や運動のアドバイス）が無料で受けられます。

【生活習慣病予防健診の受診、特定保健指導の利用はインセンティブ制度※の評価指標の一つです！積極的に利用しましょう！】

※インセンティブ制度とは、健康への取組等を**5つの指標**に基づいて評価し、その結果、上位23支部に対して**インセンティブ（報奨金）**が付与され、**保険料率に反映される制度**です。

お問い合わせ先：全国健康保険協会（協会けんぽ）岩手支部 ☎019-604-9089（保健グループ）

令和３年度の保険料率が変わります

協会けんぽ岩手支部加入の被保険者さまの健康保険料率と介護保険料率は令和３年３月分（4月納付分）より以下のとおりに改定となります。
※任意継続被保険者の方は、令和３年４月納付分の保険料から変更になります。

健康保険料率（岩手支部）
現行 9.77%　0.03% 引き下げ　→　令和３年３月分（4月納付分）から **9.74%**

介護保険料率（全国一律）
現行 1.79%　0.01% 引き上げ　→　令和３年３月分（4月納付分）から **1.80%**

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。
※40歳から64歳までの方（介護保険第２号被保険者）には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が３月１日分から変更後の保険料率が適用されます。

お問い合わせ先：全国健康保険協会（協会けんぽ）岩手支部 ☎019-604-9018（企画総務グループ）

退職した後は… 保険証を早期に返却してください！

⚠保険証は退職日の翌日から使用できません。

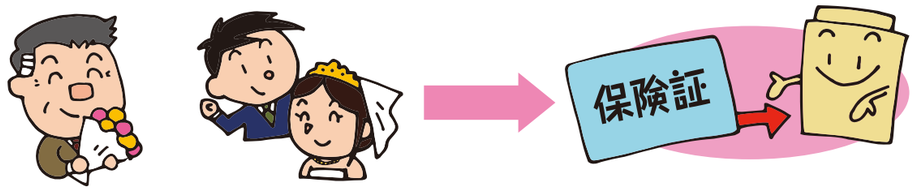

退職したら　扶養を外れたら　すみやかに返却を！

- ■ 新しい保険証が届くまで使いたい…
- ■ 月途中の退職だから、月末までは使いたい…
- ■ 会社からは何も言われていないから使いたい…

これら全て使用できません。

◎もし、使ってしまうと…
協会けんぽが負担した医療費を返納することになります！

お問い合わせ先：全国健康保険協会（協会けんぽ）岩手支部 ☎019-604-9088（レセプトグループ）

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いただきますよう、お願いいたします。

2021年3月から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります！

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認！
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

（*）子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

どんないいことが？ 6つのメリット

POINT 1 健康保険証として ずっと使える！
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越ししても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。
※医療保険者への加入の届出はひき続き必要です。

POINT 2 医療保険の資格確認が スピーディに！
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

POINT 3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT 4 健康管理や医療の質が向上！
マイナポータルで、2021年3月（予定）から自分の特定健診情報を、2021年10月（予定）から自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。

POINT 5 医療保険の 事務コストの削減！
医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。

POINT 6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に！
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります（2021年10月予定）。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。

健康保険証利用申込のお問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30

社労士通信 vol.6

高年齢者雇用安定法が改正

高年齢者雇用安定法が改正され、令和3年4月1日から施行される70歳までの高年齢者就業確保措置（努力義務）について、ご紹介いたします。

社　長 今年の4月から70歳まで雇用しなければならないような話を知人から聞いたんだが、そうなのかね。

社労士 はい、そうですが、これは会社の定年を70歳に引き上げることを義務付けるものではありません。

社　長 そうなの。では、会社は何をしなければならないのかね。

社労士 今回の改正は、従業員を70歳までの就業を確保する措置（高年齢者就業確保措置）を講ずるように努めることになります。具体的には、1つ目、70歳までの定年引き上げ、2つ目、定年制の廃止、3つ目、70歳までの継続雇用制度の導入、4つ目、70歳まで継続的に業務委託契約をする制度の導入、5つ目、70歳まで継続的に事業主が実施する社会貢献事業や事業主が委託、出資等をする団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入となっており、その5つのうち、いずれかの措置を講じることとなります。

社　長 何となく、70歳までの雇用することはわかったが、現行の65歳までの雇用義務化とは、何が違うの。

社労士 70歳までの就業確保措置は、義務ではなく努力義務のため、対象者を限定する基準を設けることができます。ただし、対象者を「会社が必要と認めた者に限る」、「上司の推薦がある者に限る」、「男性または女性に限る」というような基準は不適切となることから、労使で十分に協議する必要があります。また、親会社や子会社等の特殊関係事業主だけでなく、他の事業主での継続雇用も可能となりました。

社　長 わが社は定年が65歳で、しかも当分の間65歳に達する者もいないが、それでも、この70歳までの就業確保措置を講じる必要があるかね。

社労士 これは、すべての会社に対して適用されることとなりますので、先ほどお話した5つのうち、いずれかに該当する措置を既に実施している場合はいいのですが、そうでない場合は、この70歳までの就業確保措置を講じるよう努めることが必要となります。

社　長 では、わが社も、この70歳までの就業確保措置を検討しなければならないね。検討する際は、相談に乗ってくれよ。

社労士 はい。よろしくお願いします。

社会保険協会からのお知らせ

■令和2年度協会事業について

平素から岩手県社会保険協会の事業運営並びに協会費の納入にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、当協会事業も「研修事業」「健康づくり事業」「福利厚生事業」において、事業の縮小や中止となりましたことを深くお詫びいたします。

令和3年度も感染症の収束も見通せない厳しい状況ではありますが、感染状況を見ながら皆様の健康、安全を第一に考慮し実施していく所存ですので、皆様方の一層のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

社会保険協会からのお願い　事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

岩手県社会保険協会では、会員事業所様あての広報紙、参考図書及び各種事業のご案内などをクロネコダイレクトメール便でお届けしています。会員事業所様の事業所名称や所在地などに変更があった場合、または郵便局の転送サービスをご利用の場合などは、当協会から送付します広報紙などがお届けできない場合がありますので、下記「変更届」によりFAX（または郵送）でご連絡いただきますようお願いいたします。

変　更　届

一般財団法人岩手県社会保険協会　あて

送信先　FAX番号 019-626-0252

協会会員番号　□－□□－□□□－□□□□□

（年会費払込金受領書・広報紙送付封筒の宛名シールに記載されています）

【変更前】全事項を記入願います。

ふりがな	
事業所名称	
事業所所在地	〒　電話番号
備　考	

【変更後】変更事項のみ記入願います。　（変更日　年　月　日）

事業所記号		番号		〔記入例〕01-あいう、盛-あいう、01-ABC
ふりがな				
事業所名称				
事業所所在地	〒　電話番号			
備　考				

年金出張相談所

	会　場	4月	5月	時　間
盛岡	八幡平市役所（多目的ホール）	8（木）	13（木）	10:00～15:30
盛岡	ゆはず交流館（岩手町）	21（水）	19（水）	10:00～15:30
盛岡	葛巻町役場	28（水）	5月はお休みです	10:30～15:00
盛岡	紫波町役場	4月はお休みです	26（水）	10:00～15:30
一関	陸前高田市役所	15（木）	5月はお休みです	10:30～15:30
一関	大船渡市役所	22（木）	27（木）	10:30～15:30
一関	奥州市役所（本庁）	4月はお休みです	13（木）	10:00～15:15
一関	奥州市役所（江刺総合支所）	8（木）	5月はお休みです	10:00～15:15
宮古	青葉ビル第1・2研修室（釜石市）	15（木）	20（木）	10:00～15:30
花巻	遠野市役所本庁舎3階	8（木）	6（木）	10:30～15:30
二戸	久慈市文化会館（アンバーホール）	5（月）	10（月）	10:30～16:00
二戸	久慈市文化会館（アンバーホール）	22（木）	27（木）	10:30～16:00

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

①月曜日（祝日にあたる時は翌開所日）午後7時まで受付を延長
②第2土曜日は、休日相談日9：30～16：00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。
※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所　☎019-623-6211（代）
一関年金事務所　☎0191-23-4246（代）
宮古年金事務所　☎0193-62-1963（代）
花巻年金事務所　☎0198-23-3351（代）
二戸年金事務所　☎0195-23-4111（代）

がんばろう！岩手
編集・発行／一般財団法人 岩手県社会保険協会　〒020-0021 盛岡市中央通1丁目6番26号4F　電話019-625-2772